

徳島県賃上げ応援サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価高が長期化する中、労働者の所得向上を促進するため、厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」（以下「国の助成金」という。）を活用し、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う中小・小規模事業者に、予算の範囲内で、徳島県賃上げ応援サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 「キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）」とは、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第17条の2の7において定められたものをいう。

2 「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」とは、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。）附則第17条の2の7において定められたものをいう。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 徳島県内に事業場を設置していること。
- (2) 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳等）を適切に整備し、保管していること。
- (3) 過去3年間に、労働関係法令に違反していないこと。
- (4) 申請時において徳島県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 申請時において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てを行っていないこと。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。
- (8) 国、地方公共団体及び特別の法律により、特別の設置行為をもって設置された法人（その資本金の全部又は大部分が、国又は地方公共団体からの出資による法人をいう。）でないこと。
- (9) 事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人でないこと。

(要件、対象経費及び補助額)

第4条 設備投資等の生産性の向上の取り組みに対する補助の要件、対象経費及び補助額は、別表1に掲げるとおりとする。

2 社会保険労務士の報酬に対する補助の要件、対象経費及び補助額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国の助成金については、別表2区分1及び区分3に掲げるとおりとする。

(2) キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長支援コース)及びキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)については、別表2区分2及び区分4に掲げるとおりとする。

(交付申請等の手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を令和8年3月2日までに知事に提出するものとする。

2 申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 申請総括表(様式第2号)

(2) 国の助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し(第4条第2項第2号に規定する経費のみについて申請する場合を除く。)

(3) 国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書、事業実施結果報告及び事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し(第4条第2項第2号に規定する経費のみについて申請する場合を除く。)

(4) 全ての県税に未納がないことを証明する納税証明書

(5) 国の助成金の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士の報酬額(支出済のものに限る。)が確認できる領収書等の写し(第4条第2項第1号に該当する場合に限る。)

(6) キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長支援コース)及びキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士の報酬額(支出済のものに限る。)が確認できる領収書等の写し(第4条第2項第2号に該当する場合に限る。)

(7) キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長支援コース)及びキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の届出において、徳島労働局に受理されたキャリアアップ計画書の写し(第4条第2項第2号に該当する場合に限る。)

(8) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を補助対象経費から減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) 前号の規定に基づき、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。
- (5) この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(実績報告等)

第7条 規則第11条の実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出に代えるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 知事は、第5条の申請書の内容について適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに額の確定を併せて行い、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第4号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、補助事業者に対して、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は交付決定内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。)により補助金の支給を受けたとき。
- (3) 第3条の要件を満たさないことが判明したとき。

(返還)

第12条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者が補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第14条 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うものとする。

2 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、国の助成金並びにキャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長支援コース)及びキャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の交付状況について、徳島労働局に対し確認を行うものとする。

3 補助事業者は、前2項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

	1 要件	2 対象経費	3 補助額
区分 1	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に徳島労働局に国の助成金の交付申請を行い、交付決定通知を受け、令和 8 年 2 月 27 日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること。	国の助成金の助成対象経費（国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写し D 欄に記載の経費）	国の助成金の助成率が 10 分の 9 の場合は、対象経費に 10 分の 1 を乗じて得た額。ただし、国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しにおいて D 欄の経費と F 欄の経費とを比較し、F 欄の経費が低い場合は、F 欄の経費に 10 分の 1 を乗じて得た額。
区分 2	同上	同上	国の助成金の助成率が 5 分の 4 の場合は、対象経費に 5 分の 1 を乗じて得た額。ただし、国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しにおいて D 欄の経費と F 欄の経費とを比較し、F 欄の経費が低い場合は、F 欄の経費に 5 分の 1 を乗じて得た額。
区分 3	同上	同上	国の助成金の助成率が 4 分の 3 の場合は、対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額。ただし、国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しにおいて D 欄の経費と F 欄の経費とを比較し、F 欄の経費が低い場合は、F 欄の経費に 4 分の 1 を乗じて得た額。

区分 4	令和7年4月14日以降に徳島労働局に国の助成金の交付申請を行い、交付決定通知を受け、令和8年2月27日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること。	同上	国の助成金の助成率が5分の4の場合は、対象経費に5分の1を乗じて得た額。ただし、国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しにおいてD欄の経費とF欄の経費とを比較し、F欄の経費が低い場合は、F欄の経費に5分の1を乗じて得た額。
区分 5	同上	同上	国の助成金の助成率が4分の3の場合は、対象経費に4分の1を乗じて得た額。ただし、国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しにおいてD欄の経費とF欄の経費とを比較し、F欄の経費が低い場合は、F欄の経費に4分の1を乗じて得た額。

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

	1 要件	2 対象経費	3 補助額
区分 1	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に徳島労働局に国の助成金の交付申請を行い、交付決定通知を受け、令和 8 年 2 月 27 日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること。	国の助成金並びにキャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）及びキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士の報酬（支出済のものに限る。）。ただし、社会保険労務士と年間契約を行っている場合は、国の助成金並びにキャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）及びキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の書類作成等を依頼したことで増加した社会保険労務士の報酬額（支出済のものに限る。）。	対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、上限は 10 万円。
区分 2	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間にキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の届出に係るキャリアアップ計画書を作成し、令和 7 年 3 月 31 日までに、徳島労働局に受理されているもの。		
区分 3	令和 7 年 4 月 14 日以降に徳島労働局に国の助成金の交付申請を行い、交付決定通知を受け、令和 8 年 2 月 27 日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること。		
区分 4	令和 7 年 4 月 14 日以降にキャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）又はキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の届出に係るキャリアアップ計画書を作成し、令和 8 年 2 月 27 日までに、徳島労働局に受理されていること。		